

岩手県告示第323号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市大字釜石第1地割1の4・1の17・1の18・281の70・281の73（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1の20、1の21、281の74
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。